

(受理番号) 2-11	(受理年月日) 令和2年11月17日
件名 要旨	陳 情
	<p>核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出について</p> <p>2017年7月7日に122か国の賛成で採択された「核兵器禁止条約」は、生物兵器や化学兵器など大量殺りく兵器が法的拘束力で禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止廃絶する道が開かれる画期的なものである。この条約は核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。同時に被爆者への援助を行う責任も明記され、唯一の戦争被爆国の切望に応えるものとなっている。</p> <p>この条約の調印・批准が開始されて以降、条約調印国は84か国、批准国は2020年10月24日現在50か国となった。これにより同条約は2021年1月22日に発効となり、核兵器は「違法の兵器」となる。</p> <p>日本政府は、核保有国に同調して反対票を投じ、採択されても「調印も批准もしないと明言」した。</p> <p>国に対し、こうした態度を直ちに改め「唯一の戦争被爆国」として、核兵器全面禁止のために真剣に努力するよう、核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書を提出していただきたく陳情する。</p>